

助成金

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

1 目的

平成 30 年 6 月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（以下「令」という。）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示により「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）が特別教育の対象となったことから実施するもの。

2 受講対象

高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第 13 条第 3 項第 28 号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者。

3 科目及び時間(途中休憩を含む)

	科 目	時間	時 間 割	講師
学 科	作業に関する知識	60 分	8 : 50 ~ 9 : 50	建災防 佐賀県支部 講 師
	墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	120 分	10 : 00 ~ 12 : 00	
	労働災害防止に関する知識	60 分	12 : 45 ~ 13 : 45	
	関係法令	30 分	13 : 50 ~ 14 : 20	
実 技	墜落制止用器具の使用方法等	90 分	14 : 30 ~ 16 : 00	

4 受講料（テキスト代 935 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非会員
13,695 円	13,695 円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金 935 円を差し引いた受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

7 受講当日の携行品
受講票・筆記用具・フルハーネス型安全帯

8 実施日・会場

実施日 第1回【受付期間 3月23日～4月3日】

・4月10日

第2回【受付期間 6月25日～7月9日】

・7月24日

第3回【受付期間 9月3日～9月18日】

・10月1日

会 場 (一社) 建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 電話 0952-26-1563